

住民税・所得税 申告情報〈第二回〉

所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています。

所得税の還付申告について

次のような方は還付を受けるための確定申告書を提出することができません。

- ① 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
 - ② 給与所得者で、年の途中で退職する等、年末調整を受けなかったため、所得税を納めすぎている方
 - ③ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方 など
- 確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」による電子申告や郵送などにより、お早めに提出をお願いします。

◆ 国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

◆ 所得税の確定申告期限

3月15日(木)



税理士会による無料申告相談

関東信越税理士会諏訪支部では、次のとおり無料申告相談を行います。

◆ 対象

給与所得者や年金を受給されている方

◆ 日程

2月7日(火)～2月13日(月) ※土・日・祝日を除く
午前10時～午後3時

◆ 相談会場

- ① 岡谷市役所
- ② 茅野市役所議会議棟(市役所北隣)

確定申告書の提出先

諏訪税務署

〒392-1861-0

諏訪市清水二丁目5番22号

☎ 52-1390

東日本大震災に関する国税相談

一般的な国税相談 電話相談センター

税務署窓口での相談の予約等

自動音声案内番号「0」

自動音声案内番号「1」

自動音声案内番号「2」



「給与支払報告書」(個人別明細書)について

1月31日までに提出をお願いします。

※役場財務課に用紙があります。必要な方はお持ちください。

Q&A

…よくある質問

Q1 公的年金収入のみですが申告しなくても大丈夫ですか？

A1 公的年金収入が400万円以下である場合には、今年から、原則として申告不要となりましたが、国民健康保険等の保険の加入者や、扶養控除、医療費控除等を受ける場合は、必ず申告してください。

Q2 還付申告をしますが、2月16日から始まる確定申告の時でも良いですか？

A2 3月15日までに申告すれば大丈夫です。ただし、確定申告の時期は申告会場が大変混雑しますので、お早めに申告されることをお勧めします。

Q3 源泉徴収票はいつ頃届きますか？また、万が一、源泉徴収票を紛失してしまった場合はどうすればいいですか？

A3 1月中に事業所又は年金保険者等（日本年金機構等）よりお手元に届く予定です。

※源泉徴収票は、申告の際に必ず必要になりますので大切に保管してください。

なお、源泉徴収票を紛失してしまった場合は、必ず再発行してもらってください。

●給与の源泉徴収票 ↓ 事業所などの勤め先

●年金の源泉徴収票 ↓ 日本年金機構などの年金保険者

【注意】源泉徴収票は役場では再発行できません。

農業所得の収支内訳書

作成指導会

町では、次の日程で、農業所得の収支内訳書作成指導会を開催します。

対象者 収支内訳書作成にお困りの方、不明な点がある方等

（青色申告者はご遠慮願います）

期 日 1月16日(月) 境地区・立沢区

1月17日(火) 富士見地区・乙事区

1月18日(水) 落合地区

時 間 午前9時～正午

午後1時～午後5時

場 所 役場1階101・102会議室

持ち物 ①収入が確認できるもの

（出荷伝票・粗受通知書・農業用の通帳他）

②支払いをした領収書

（口座引落しの場合は営農通帳と月別明細書等）

③農機具等使用機械の詳細

（名称・数量・取得年月日・購入価格等）

④印鑑（認印）、その他必要と思われるもの



問 財務課 町税係 ☎62-9122